



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

号外

(創刊 1988.12.14)

2014.09.07.

号外

無謀なボーリング調査強行

東日本高速道路横浜工事事務所は、8月25日から庄戸地区道路予定地内3カ所のボーリング調査を実施するという文書を8月1日に庄戸地区の一部住民に配布した。

庄戸三丁目町会は、一方的なこの通達を撤回してまず住民と話し合うようにと8月16日付で国交大臣、横浜市長、東日本高速道路社長に対して会長名で申し入れた。さらに8月22日に同趣旨の文書を横浜工事事務所長に送付した。またその間、住民らは斎藤工事長と何回か会合して強引な作業開始はせず、住民とよく話し合うよう繰り返し説得し、要求した。

しかし工事長はこれを全く無視して、8月25日9時に大勢を引き連れて現地に現れた。ところがそこには強引なやり方に強く反対する100名を超える住民が集まっており、これに驚き圧倒されて調査を始めることができず、住民の要求に応じて庄戸会館で話し合うこととなった。



抗議に集まった住民

10時過ぎから始まった話し合いを一旦中断し昼食のため住民らが帰宅している間に、作業員が予定地を囲ったフェンスを大幅に破ってボーリング機械を積んだトラックを作業場に入れようとした。これに気付いた住民の一人が駆けつけてこれを止めようとしたところ、大勢で取り囲んでフェンスに押しつけ、さらに仰向けに引き倒して馬乗りになってトラックの進入が終わるまで抑えつけていた。住民はこのため全身の痛みと精神的ダメージでその後暫く外出もできなかったのである。

フェンスは横浜市の所有物、つまり横浜市民の財産であり、これを許可のないまま大幅に破って損壊するのは明らかな犯罪行為である。これを止めようとするのは住民として当然のことであるのに、これを邪魔者扱いして暴力を振うなど言語道断である。このほかにも、駐車してあった自分の車の所へ歩道を駆けて行こうとした住民の前に大勢が立ち塞がって通そうとせず、この揉み合いの中で住民のメガネが落ちて壊れたが、歩道の通行を暴力的に阻止するのは法律違反と人権侵害以外の何ものでもない。

以上の犯罪行為と暴力は公共工事を担当する企業として許されず、9月1日付で会社のコンプライアンス委員会(委員長は社長)に対して厳正な審議と処置を求める文書を会長と道路対策部長名で送付したが、これは会社に大きな衝撃を与えた模様である。尚、現在2カ所のボーリング調査は実施中であるが残す1カ所は住民の反対の前に実施できない状況にある。(法都計部)

行政不服審査請求について

前号(299号)でお伝えしたように連協加盟団体の地権者10名が、事業認定の進め方が違法であるとして県知事に土地収用法に従ってあつせん申請したが知事はこれを却下した。上記10名はこれを不服として直ちに県知事に対して行政不服審査請求をしたが、「県は国の代行をしているに過ぎず地方自治法に基づき請求先は国交大臣である」との電話での指導があり、8月5日付で改めて太田昭宏国交大臣に行政審査不服請求をした。

これに対して8月22日付で国交大臣より県知事のあつせん拒否の行為は「処分」には当たらず不服審査請求は処分ではないので却下するとの裁決書を受け取った。その内容について納得できない点があり4点について8月27日付で上記10名が国交大臣に質問書を提出したが8月29日に国交省用地収用管理室より電話で回答書は発行しないと拒否の通告があった。その理由として、疑問点に対する回答はすべて裁決書に書かれているので必要ないとの一点張りで終始した。

国と県は土地収用法と地方自治法を駆使して(騙して)逃げ回っていることは明白である。残された道は国を被告に行政訴訟を起こすのみであり、連協として事業認定差し止め請求訴訟も含めて早急に検討する。(申請者代表 比留間)

横環南、事業認定申請書提出！

起業者(国交省横浜国道事務所とNEXCO横浜工事事務所)は8月27日横環南とその関連の横浜湘南道路について国交大臣に対して事業認定申請をしたと発表した。なお横浜市の都市計画道路である上郷公田線の事業認定申請は現在まだされていない。

今まで逐次この紙面でお伝えしてきたとおり住民は事業者と真剣な話し合いを続けている最中に突如これを無視して騙し討ち的に3月6日に強制収用を適用したのである。それ以来連協はそ

の不当性を訴えこの申請手続きを遅らせるべく、あつせん申請等あらゆる手段を講じてきた。しかしその陰で申請を背景に威圧的に庄戸の道路予定地では約束違反のボーリング調査を強行。

この申請書の内容は横浜市の公告(横浜市報)をもって我々住民が知ることになり、栄区役所において2週間縦覧される。その内容を確認して、「この事業の利害関係者は神奈川県知事に意見書を提出することができる」と法で定めている。そこで連協ではすでに各団体を通してお願いしている意見書提出の準備に入っているが、これを実行に移すことになる。また同時に公聴会の開催を求めこの事業の不当性を訴えることとする。

いよいよ皆様が国交大臣に直接声を届ける段階だ。お互いに声を掛け合って大量に意見書を提出しこの事業の不当性を訴えよう。(比留間)

対外活動報告

- 08/04 横環南線の国・NEXCO 共同事業問題検討会
(会長参加、穀田衆院員事務所)
- 08/06 県知事のあつせん拒否に関する行政不服審査請求を国交大臣に提出
- 08/07 NEXCO 庄戸ボーリング抗議(会長)
- 08/09 まさのあつこ(ジャーナリスト)鎌倉環境女子会
(会長参加)
- 08/22 国交大臣から行政不服審査請求却下裁決書
- 08/22 NEXCO 抗議(上郷地区センター)(庄戸3丁目、会長)
- 08/27 上記行政不服審査請求却下に対する質問書を国交大臣に提出
- 08/30 全国集会打合せ(庄戸合同)(長谷川)
- 09/01 かながわ大気汚染・道路公害連絡会
(2名参加、県民支援センター)
- 08/25~09/05 庄戸地区ボーリング調査工事に対するNEXCO・市道路局との折衝、抗議活動(庄戸地区住民、庄戸四町会合同委員会とともに対応)
- 09/03 事業者との質問会議(於:朝日平和台会館)
- 09/01 NEXCO 社長とコンプライアンス委員長へ要請書提出(庄戸三丁目町会長、他)
- 09/03 公共事業改革市民会議(会長)